

ドライバー
不足して
いませんか？

再犯防止に協力
していただけ
ませんか？



そのような事業主の皆様に、

コレワーク四国 があります。



コレワークとは

罪を犯して刑務所や少年院に入っている人と、事業主の皆様とをつなぐお手伝いをする
法務省の機関です。

コレワーク四国は、主に四国4県を中心に活動を行い、出所者や出院者の雇用を検討して
くださる事業主の皆様の、御相談や情報提供に対応させていただきます。

コレワークでできること

中型免許を持って
いて、〇〇市に
帰ってくる人を雇
いたいなあ。



事業主

コレワーク

刑事施設・少年院



受刑者等の情報を
一括管理

雇用ニーズにマッチ
する者を収容する
施設をご紹介

〇〇刑務所に求人を出しては
いかがでしょうか？

令和2年7月発足しました



事業主の皆様にご安心してご利用いただくため、

- ・雇用に関する支援制度や手続き等を分かりやすく説明する「雇用支援セミナー」
- ・雇用するに当たり、様々な不安に思われることにお答えする「個別相談会」
- ・実際に罪を犯した人がどんな生活をしているのか、「塙の中」を見もらう

「刑務所・少年院スタディツアー」

など、開催しております。



雇用支援セミナー



個別相談会



刑務所・少年院
スタディツアー

事業主の方を支える仕組み

□刑務所出所者等就労奨励金制度

刑務所出所者等を雇用した場合に「就労・職場定着奨励金」が、刑務所出所者等を雇用してから一定期間経過した場合に「就労継続奨励金」が支払われます。

※事前に協力雇用主として保護観察所にご登録いただく必要があります。また、雇用実態に応じて、支払われる金額は異なります。

□身元保証制度

身元保証人を確保できない刑務所出所者等を雇用した日から最長1年間、刑務所出所者等により被った損害のうち、一定の条件を満たすものについて、損害ごとの上限額の範囲内で見舞金が支払われます。

□トライアル雇用制度

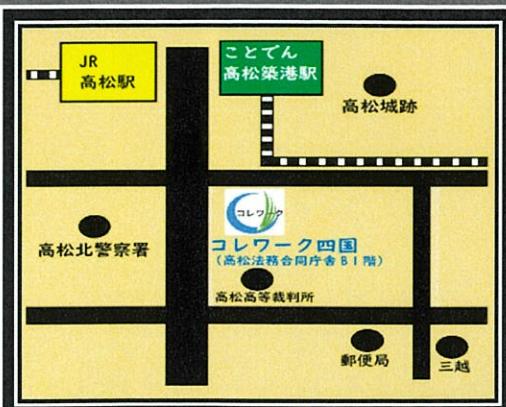
刑務所出所者等を試行的に雇用した場合、最長3か月間、月額4万円が支払われます。

※事前にトライアル雇用求人をハローワークに登録していただくとともに、雇用保険に加入していることが条件となります。



多くの事業主様が利用されています。疑問や不安な点など、お気軽にお問い合わせください。

雇用から始まる社会貢献 法務省が応援します



コレワーク四国(担当エリア:四国4県)

〒760-0033

香川県高松市丸の内1番1号

高松法務合同庁舎B1階

電話:0120-29-5089 (フリーダイヤル)

【平日10:00~17:00】

E-mail:corrework-shikoku@i.moj.go.jp

http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei08_00070.html

相談無料

